

独自加算の算定方法について

1 独自加算の算定方法(概要)

独自加算は通常の加算と異なり、サービスコードに加算の名称が記載されていない。

そのため、独自加算の算定にあたっては、算定しようとする加算の単位数と、単位数が同一のサービスコードで算定する。

算定しようとする加算が複数ある場合は、それぞれの加算の単位数の合計値と、単位数が同一のサービスコードで算定する。

2 算定例

【例1】独自加算2のみを算定する場合

独自加算2は300単位であるので、単位数が同一であるサービスコード、73-7111「小規模多機能型市町村独自加算6」(300単位)で算定する。

【例2】独自加算3のみを算定する場合

独自加算3は300単位であるので、単位数が同一であるサービスコード、73-7111「小規模多機能型市町村独自加算6」(300単位)で算定する。

看護小規模多機能型居宅介護にあつては、77-7111「看護小規模市町村独自加算6」(300単位)で算定する。

【例3】独自加算1(I)と加算2と加算3を算定する場合

200単位(加算1(I)) + 300単位(独自加算2) + 300単位(独自加算3) = 800単位。

独自加算の合計が800単位であるので、単位数が同一であるサービスコード、73-7131「小規模多機能型市町村独自加算16」(800単位)で算定する。

3 その他

介護報酬の請求ソフト上の操作方法については、各請求ソフトの開発元にお問い合わせください。

以上